

# 小型旅客船等安全対策事業費補助金の概要

## 補助概要

### 課題・目的

- 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
  - 水温が低い海域を航行する船舶の**救命設備**について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとする事の妥当性
  - 携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に**救助要請**を実施できる設備の搭載
- これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
  - 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
  - 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備(携帯電話を除く)**
  - 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**



KAZU I



救命浮器

## 事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

### 1. 改良型救命いかだ等の導入

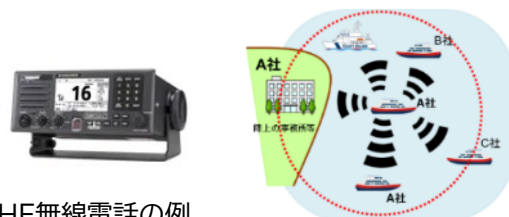
- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



改良型救命いかだ等の例

### 2. 業務用無線設備の導入

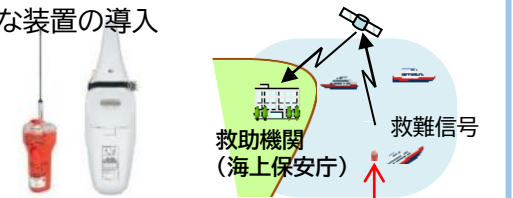
- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



VHF無線電話の例

### 3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

非常用位置等発信装置

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

## 公募期間

令和5年4月26日(水)～令和6年10月31日(木)

※業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査(定期検査、中間検査)までに購入したものに限り。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)  
 非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限り。(海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)

# 補助内容①(業務用無線設備・非常用位置等発信装置)

## 補助対象

### ◆ 以下の船舶のうち、下表の○印に該当するもの(遊漁船は対象外)

①旅客定員13名以上の船舶(船舶安全法上の「旅客船」)

②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー等)

### 補助対象(業務用無線設備)

○:補助対象

-:補助対象外

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)			-			-
平水 (上記を除く)			-		○	
2時間限定沿海	【許可船】○(令和5年5月31日までの発注に限る)					
	【許可船以外】○(令和6年4月1日以降の最初の間検査または定期検査までの発注に限る)			○		
沿岸5マイル		-			○	
沿海(上記を除く)			-	○		-

### 補助対象(非常用位置等発信装置)

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び 沿岸5マイル、 瀬戸内)					○	
沿海(上記を除く)			-	○		-

★ 500トン以上の船舶は補助対象外

## 補助内容①(業務用無線設備・非常用位置等発信装置)

## 対象率・上限額

- ◆ **2022年11月8日以降**に購入した以下の設備について、購入費に補助率を乗じた額(上限有)を補助。

設備		補助率	1隻あたりの上限額
業務用無線設備	小型船 (20トン未満)	2/3	8万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	小型船 (20トン未満)	2/3	38万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	28.5万円

## 留意事項

- ◆ N-STAR電話、インマルサット衛星電話、衛星携帯電話は、補助対象とはなりません。
- ◆ 無線を使用するには無線局免許が必要です。総務省への免許申請が必要となりますので、ご自身で申請してください。
- ◆ 無線設備の操作を行うためには、無線従事者資格(無線従事者免許証)が必要となりますので、ご自身で別途取得してください。
- ◆ AISを購入する場合、AISの送受信機以外のVHFアンテナ、GPSアンテナ、AISの情報を表示する製品が「付属品」として補助の対象になります。
- ◆ 自動離脱装置付きEPIRBは補助対象となりますが、手動ブラケット付きEPIRBは補助対象とはなりません。

# 補助内容②(改良型救命いかだ等)

## 補助対象

- ◆ 改良型救命いかだ等の搭載義務化の対象となる船舶(海上運送法の適用を受けない遊漁船を除く。小型船は沿海以内、大型船は限定沿海以内を航行するものに限る。)。ただし、既に救命いかだや救命艇が義務づけられている船舶を除く。
- ◆ 改良型救命いかだ等の購入費(乗込装置のみを導入する場合を含む。)が補助対象。(船の改造や復原性の計算に係る費用は補助対象外。)

## 補助率・上限額

- ◆ 補助率は2/3
- ◆ 船舶の定員に応じて、上限額を設定

定員	補助上限額
~16名	733千円
17~25名	1,000千円
26~50名	1,426千円
51~66名	2,160千円

定員	補助上限額
67~75名	2,426千円
76~100名	2,853千円
101~116名	3,586千円
117~125名	3,853千円

注)百円単位以下の金額は切り捨てて記載。126名を超える場合の上限額については、交付規程を参照。

## 留意事項

- ◆ 補助金は、設備の「購入を証する書面」の提出に基づき交付。(船舶への設置までは求めない)
- ◆ 購入した設備が積み付けられているか、定期検査等のタイミングで確認。